

平成25年台風第18号災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について

平成25年9月23日
京都府防災・原子力安全課
(075-414-4472)

平成25年台風第18号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、以下のとおり適用基準を満たす舞鶴市に対し、被災者生活再建支援法を適用します。

なお、舞鶴市は、京都市及び福知山市に次いで府内3箇所目の適用になります。

適用市町村	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
舞鶴市	9月16日	第1条第1号	調査中	調査中	264

※ 上記の住宅被害数は現状(平成25年9月22日21時現在)のものであり、今後の調査によって変動することがある。

《参考》

1. 支援金支給の仕組み(法第18条)

この決定により、都道府県が相互扶助の観点で拠出している基金を活用し、「被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)」から、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯に対して、生活再建のため、以下のとおり支援金が支給される。

「基礎支援金」 全壊世帯100万円、大規模半壊50万円
「加算支援金」 住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円

2. 対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号(災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害)に該当することによる。

具体的には、舞鶴市は人口5万人以上10万人未満であることから、滅失80世帯(=全壊80世帯=床上浸水240世帯)以上で同号に該当することによる。(滅失1世帯=全壊1世帯=半壊2世帯=床上浸水3世帯)